



# 労基署便り

平成29年度 No.7  
大河原労働基準監督署



## ◎ 平成29年労働災害発生状況（1月～9月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H28	H29	前年比	H28	H29	前年比
<b>製造業 計</b>	<b>36</b>	<b>27</b>	<b>-9</b>	<b>328 (3)</b>	<b>303</b>	<b>-25</b>
食料品製造業	9	4	-5	150 (1)	122	-28
機械金属製造業	13	11	-2	95	88	-7
<b>建設業 計</b>	<b>24 (1)</b>	<b>15</b>	<b>-9</b>	<b>310 (4)</b>	<b>240 (3)</b>	<b>-70</b>
土木工事業	9 (1)	7	-2	104 (3)	86 (2)	-18
建築工事業	13	6	-7	175 (1)	121 (1)	-54
その他の建設	2	2		31	33	2
<b>運輸交通業 計</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>247</b>	<b>258 (2)</b>	<b>11</b>
道路貨物運送業	4	11	7	204	218 (2)	14
<b>商業</b>	<b>23</b>	<b>21</b>	<b>-2</b>	<b>284</b>	<b>253 (3)</b>	<b>-31</b>
<b>全産業</b>	<b>118 (2)</b>	<b>111</b>	<b>-7</b>	<b>1672 (12)</b>	<b>1557 (10)</b>	<b>-115</b>

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

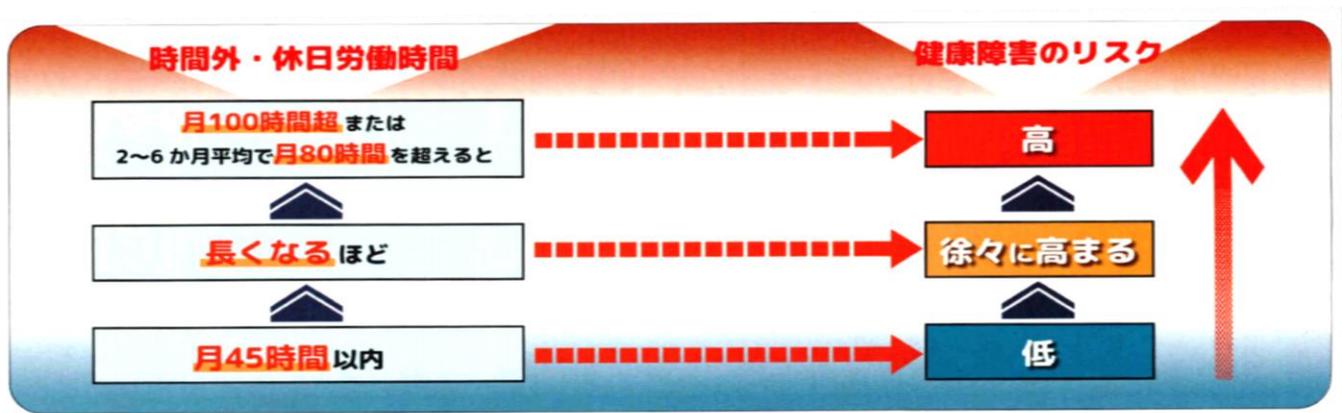
### STOP！ 過重労働

～ 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です！

みなさんの職場は働き過ぎていませんか？

長時間にわたる過重労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

過労死や脳・心臓疾患、精神疾患といった健康障害を引き起こさないために、トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を進めましょう。



（上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。）

### ゼロ災トライアル80の参加を募集しています！

当署と（公社）宮城労働基準協会大河原支部との共催で開催する「ゼロ災トライアル80」は、平成29年10月25日現在、16事業場の応募をいただいております。引き続き平成29年11月10日（金）まで募集いたしますので、この機会にぜひチャレンジいただき、労働災害が増加する年末年始を乗り切りましょう。

詳しくは、宮城労働基準協会大河原支部ホームページをご覧ください。

## ご存じですか？ 労災保険『二次健康診断等給付』について

労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます）において、脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見がある場合に、二次健康診断等の費用について給付が受けられます。

＜給付の要件＞

1) 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること

一次健康診断の結果、①～④すべての検査項目について“異常の所見”があると診断されたときに給付を受けることができます。

なお、①～④の検査項目で“異常なし”と診断された場合（4項目すべてが異常所見でない場合）であっても、事業場に選任されている産業医等（労働安全衛生法に基づいて選任）が、就業環境等を総合的に勘案して異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先して給付を受けることができます。

①血圧検査 ②血中脂質検査

③血糖検査 ④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと 3) 労災保険の特別加入者でないこと

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は労働局にお問い合わせください。

## 事業主の皆様、労働保険の加入手続きはお済みですか？

～11月は労働保険適用促進強化月間です～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する必要があります。（農林水産の一部の事業は除きます。）

労働保険の加入手続きを行っていない事業主の方は、速やかに、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にご相談ください。

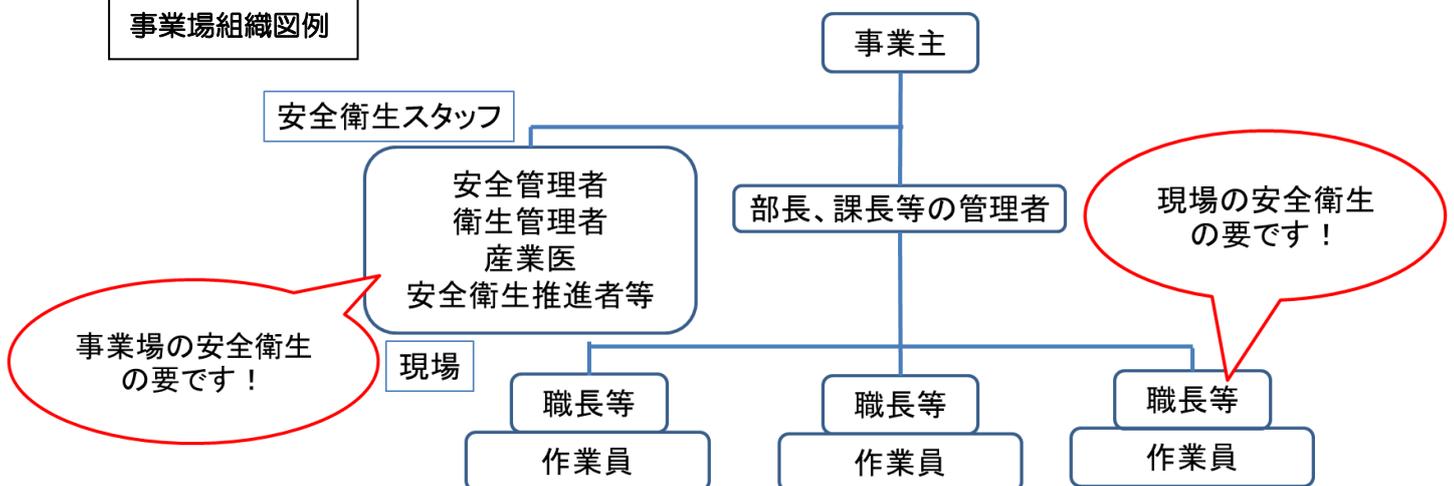


## 職長教育を受けていますか？

建設業、製造業（一部業種を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業において、事業者は新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、特に必要とされる安全又は衛生のための教育を行う必要があります（労働安全衛生法第60条）。

職長は現場の要です。現場の隅々まで労働者の安全及び衛生を確保する点でとても重要な役割を担っています。事業場においては、職長に職務と権限をあたえて、職長が活躍できる体制の構築をお願いいたします。

事業場組織図例



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。